

令和 3 年

第 2 回西秋川衛生組合議会定例会

会 議 録

令和 3 年 1 0 月

西 秋 川 衛 生 組 合

令和3年第2回西秋川衛生組合議会
定 例 会

10月13日（水曜日）

出席議員（13名）

1 番 合川 哲夫議員	2 番 窪島 成一議員
3 番 関口えり子議員	5 番 大久保昌代議員
6 番 臼井 建議員	7 番 川脇 敏徳議員
8 番 大澤 弘子議員	9 番 濱中 直樹議員
10 番 野村 雅巳議員	11 番 松村 哲朗議員
12 番 小峰 陽一議員	13 番 小山 辰美議員
14 番 相田恵美子議員	

欠席議員（ 0名）

出席説明員

管 理 者	村木 英幸君
副管理者	田村みさ子君
副管理者	坂本 義次君
副管理者	師岡 伸公君
会計管理者	松島 満君
あきる野市環境経済部生活環境課長	小澤 和弘君
日の出町生活安全安心課長	坂井 岳君
檜原村産業環境課長	小林 泰夫君
奥多摩町環境整備課長	坂村 孝成君

事務局出席説明員

事務局長	森田 昭君
事務局次長	内倉 厚君
庶務係長	乙訓 茂君
庶務係主任	峯岸 一也君

令和3年第2回西秋川衛生組合議会定例会議事日程

令和3年10月13日（水）午後2時00分開議

日 程	番 号	件 名
日程第 1		議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		一般質問
日程第 6	議案第7号	西秋川衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第8号	東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について
日程第 8	議案第9号	令和2年度西秋川衛生組合会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	議案第10号	令和3年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更について
日程第10	議案第11号	令和3年度西秋川衛生組合会計補正予算（第1号）

午後1時52分 開会・開議

○議長（合川 哲夫議員） 皆さん、こんにちは。令和3年第2回西秋川衛生組合議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

10月も半ばを迎えまして、朝夕大分冷え込む季節になってまいりました。

構成市町村長はじめ議員各位におかれましては、公私ともにお忙しい中を御出席賜りまして、誠にありがとうございます。本日は足元の悪い中でございましたけれども、全員がそろいまして、ありがとうございます。心から御礼を申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に新規感染者は減少傾向にあり、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置も解除されました。引き続き、感染対策は継続していかなければなりません。本定例会におきましても、感染拡大防止の観点から窓及び出入口を開放し換気を行いますので、御了承お願い申し上げます。また、マスクの着用につきましても、御協力をお願いいたします。

さて、本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど管理者から説明がございりますが、議員各位におかれましては、円滑に議事が進められるよう御審議いただきたく、お願い申し上げます。

次に、日の出町議会において、西秋川衛生組合議会議員の改選が行われました。川脇敏徳議員、大澤弘子議員、濱中直樹議員の3名が選出されました。ここで自己紹介をさせていただきます。

それでは、川脇敏徳議員より、順次お願い申し上げます。

○7番（川脇 敏徳議員） 皆様、こんにちは。

この9月の議会におきまして改選が行われました。西秋川衛生組合の担当をすることになりました川脇敏徳です。よろしくお願いいたします。

○8番（大澤 弘子議員） 今年の4月に町議になりました大澤弘子と申します。

何分にも新人でして、いろいろ分からない点がたくさんありますので、皆さんの御指導を基に頑張らせていただきます。よろしくお願いいたします。

○9番（濱中 直樹議員） 皆様、はじめまして。日の出町議会議員を務めております濱中直樹です。

さきの御紹介のとおり、この9月より日の出町議会におきまして西秋川衛生組合

議員を拝命いたしました。これからしっかり勉強していきますので、どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） ありがとうございます。

本日、ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので、朗読は省略いたします。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） 日程第1、議席の指定を行います。

日の出町議会より選出されました3名の議席については、西秋川衛生組合議会会議規則第3条第1項の規定により、川脇敏徳議員を7番、大澤弘子議員を8番、濱中直樹議員を9番に指定いたします。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、西秋川衛生組合議会会議規則第79条の規定により、議長において、3番関口えり子議員、5番大久保昌代議員を指名いたします。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） 日程第4、諸般の報告をいたします。

議長としての報告を行います。

管理者から付議された案件は、議案第7号から議案第11号の5件でございます。

また、関係議案の資料につきましても、配付のとおりでございます。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） 次に、管理者から発言の申出がありますので、許可いたします。管理者。

○管理者（村木 英幸君） 本日、ここに令和3年第2回西秋川衛生組合議会定例会が開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

日に日に秋の深まりを感じられる季節になってまいりました。議員の皆様方におかれましては、公私とも大変御多忙の中、本定例会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の状況につきましては、ワクチン接種も進み、新規感染者も一時期より大分減少してまいりました。また、9月末には、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置も排除されましたが、今後も一層警戒心を持って状況を注視しつつ、感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

さて、本日の定例会への提出案件でございますが、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正をはじめとする議案5件を提出しております。

議案の内容につきましては順次御説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

貴重な時間をいただきまして、大変ありがとうございます。



○議長（合川 哲夫議員） 日程第5、一般質問を行います。

質問は自席で発言し、質疑の回数は組合議会会議規則により、同一議題については2回を超えないよう、お願いいたします。なお、できるだけ短時間で終わるよう、質問も答弁も簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは発言を許します。川脇敏徳議員、どうぞ。

○7番（川脇 敏徳議員） 7番川脇敏徳、議長の通告に従い一般質問を行います。

今回は、ごみの最終処分場に関する西秋川衛生組合、あきる野市（旧五日市町）及び網代自治会との協定書等について行います。

①インフラ整備に関して道路・橋等のハード面に関する協定内容の全てについて伺います。

②網代自治会館があるエリアの進入路は3ルートあります（人道橋の弁天橋を除く）。2019年10月、台風19号による長期集中豪雨で、網代橋の損傷・損壊による通

行止めや土砂崩れによる通行止め。残された1ルートでは、崖崩れが発生していたが、防護ネットにより辛うじて通行可能の状態でした。自治会の住民が大変苦勞している中、西秋川衛生組合として何らかの支援を実施していたのか否かを伺います。

③台風19号で損傷・損壊した網代橋に関して「架け替えに協力する旨」が協定書内に記載されていると伺っておりますが、その真偽について伺います。

④網代橋の復旧に関して、第1回目説明会（通行止めから約14か月経過した令和2年12月20日）、第2回目説明会（令和3年3月27日）が開催されましたが、第1回目の説明会に西秋川衛生組合が出席・同席していない理由について伺います。

⑤網代橋の架け替えについて、網代自治会と協定を結んでいる西秋川衛生組合、あきる野市（旧五日市町）は、今後どのような関わりで復旧させていく予定・計画かを伺います。

以上です。

○議長（合川 哲夫議員） 質問が終わりました。

答弁をお願いいたします。事務局長。

○事務局長（森田 昭君） 川協議員の御質問にお答えいたします。

①についてお答えいたします。

道路及び橋等の整備に関する協定内容につきましては、道路舗装整備5路線、道路拡幅改修舗装整備2路線、新設道路整備1路線、橋架け替え整備1路線、合計9路線となっております。

続きまして、②についてお答えいたします。

当組合では、あきる野市との「災害時における避難所施設利用に関する協定書」に基づき、災害時に被災した地域住民及び帰宅困難者の一時滞在場所として、当組合熱回収施設3階多目的ホール及び説明会室を避難所として開放し、あきる野市職員及び当組合職員で避難者の対応をいたしました。

日時は、令和元年10月12日土曜日午後から翌朝5時頃まででございます。

避難者につきましては、市内夫婦2名でございました。

③についてお答えいたします。

網代橋の架け替えにつきましては、昭和53年7月7日付で、西秋川衛生組合、五日市町（現あきる野市）及び網代自治会との3者間による「西秋川衛生組合最終処分

地に関する協定書」に記載されております。

④についてお答えいたします。

令和2年12月20日に開催されました、第1回網代橋事業説明会に出席しなかった理由といたしましては、主催者のあきる野市が、台風19号による災害復旧工事との考えから、当組合には開催の連絡をしなかったため、説明会の開催を把握しておりませんでした。

⑤についてお答えいたします。

当組合といたしましては、「西秋川衛生組合最終処分地に関する協定書」における履行された道路整備等について、技術的な面からも、あきる野市（旧五日市町）が工事等を行い、整備に伴う工事費用等は、当組合が負担してまいりました。

網代橋の架け替えにつきましても同様に、当組合が費用負担することが主な責務と認識しております。

また、復旧に向けて用地交渉等、当組合として協力できることがあれば、あきる野市と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（合川 哲夫議員） 答弁が終わりました。

再質問がありましたらどうぞ。川協議員。

○7番（川脇 敏徳議員） 御答弁ありがとうございました。再質問が何点かあります。

まず、①でございますが、9路線のうち契約が履行されたものについて伺います。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（森田 昭君） 再質問についてお答えいたします。

契約が履行されたものにつきましては、道路舗装整備5路線、道路拡幅改修舗装整備1路線の6路線となっております。

また、契約が履行されていないもの、また、その理由につきましては、新設道路整備1路線、この路線は東京都の秋川南岸道路整備計画で、夕日橋から網代地区へ向かうS字カーブを直線に通す計画があるため、履行されておられません。

次に網代橋架け替え整備、網代橋の架け替えにつきましては、地権者の同意が得られていないため、履行されておられません。

次に通路拡幅改修舗装整備1路線、これにつきましては網代橋の架け替えとともに整備する予定のため、履行されておられません。

以上、3路線でございます。

以上でございます。

○議長（合川 哲夫議員） 川脇議員、どうぞ。

○7番（川脇 敏徳議員） 御答弁ありがとうございました。

網代橋に関わるものとその関わる路線に関しては、今後それと一体化で、ただ地権者の問題がありなかなか進行していないということは分かりました。

次に、②については質問はございません。

③についての再質問でございますが、協定書内、この網代橋の架け替えについてでございますが、実際に契約から何年間放置されている状態になりますか。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（森田 昭君） ただいまの再質問でございますが、昭和53年7月7日付で協定を結んでおりますので、今年で43年が経過いたします。

以上でございます。

○議長（合川 哲夫議員） 川脇議員。

○7番（川脇 敏徳議員） 分かりました。御答弁ありがとうございました。

やはり地権者との問題がなかなか進捗を見せないからこの状態というのはある程度分かりますけれども、43年間も放置されておりますので、なるべく早めに何らかの手を打っていただきたいと思います。

④の再質問でございますが、第1回目の説明会で、ただ呼ばれていなかった。これは管理者であるあきる野市さんの問題ということで、出席がなされなかったということは分かりました。では、なぜ2回目になって、やはりそれは管理者のほうから御指摘を受けたのか、2回目からは出席しておりましたね。その理由についてお伺いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（森田 昭君） 今、川脇議員からもお話がありましたように、2回目につきましては、あきる野市の建設課から第2回の網代橋復旧に関する説明会ということで通知文がありました。そのため出席をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（合川 哲夫議員） 川脇議員。

○7番（川脇 敏徳議員） 御答弁ありがとうございます。

最後に、⑤に関して再質問が1点ございますが、これまで2回、説明会が実施されております。これから第3回目の住民説明会を開催して、今後の予定をしっかりと網代自治会の住民に対しても明示すべきと考えております。また、必要があれば適宜説明会を実施して、昭和53年の契約において網代自治会の皆様は苦勞されてごみの最終処分場として受け入れたわけですから、その辺は今後の予定も含めてしっかり行っていくべきと考えます。その辺の見解、考えについてお伺いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（森田 昭君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

あきる野市に確認をいたしましたところ、地権者との交渉等の進捗状況により、地元自治会と協議した上で開催の時期等を決めていきたいということでございました。

以上でございます。

○議長（合川 哲夫議員） 川脇議員。

○7番（川脇 敏徳議員） 御答弁ありがとうございます。

私の一般質問はこれで終わりますけれども、3点ほど御意見を述べさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

○議長（合川 哲夫議員） どうぞ。

○7番（川脇 敏徳議員） 基本的に、網代橋に関しては地権者が43年間も反対している。これはあきる野市さんの管轄になろうかと思えますけれども、橋の形状をもう一度考え直して、地権者が絡まないような構造形式、その辺はちょっと広い視野を含めて検討していただきたいということです。

あと、今回の網代橋の損傷のメカニズムから言っても、やはりダム化の現象によって損傷しているのであるから、東京都のほうからも2メートルぐらいは橋を上げなさいという御指導も入っているかと思えます。そういったことも含めて、再度構造形式を考えて、43年間放置ということはあまりよくないことだと思いますので、早めの契約履行をしていただきたいと考えております。

また、3点目でございますが、網代地区というのはやはり歴史的にも由緒ある場所でございます。例えばあきる野市さんにとっては観光資源の一部であったり、あきる野市の子供たち、児童の遠足の場所であったり、これはテレビの宣伝になりますけれども、来年2022年からは、小栗旬さんが主役となるNHKの大河ドラマ『鎌倉殿の13人』、網代橋にある貴志嶋神社というのは、政権を持った北条氏、いわゆる源頼朝が私たちが習ったときは1192年でしたけれども、今は1185年が鎌倉幕府を開いたとなっていると思いますけれども、貴志嶋神社は政権を持たなかった後北条氏の由緒ある神社、ある意味江ノ島の神社と同じような場所の神社でございます。

実際、日の出町も同じような神社で熊野神社というやはり後北条氏の神社がございしますが、そういった面では、NHKの大河ドラマがあるとまた観光客は増えるのではなかろうかと思っておりますので、そういったことも含めてでございますけれども、なるべく早めの復旧、また構造形式も、網代地区の環境、山、川、森林、あるいは歴史的に由緒あるものでございますから、これはあきる野市さんの管轄になろうかと思っておりますけれども、その辺も鑑みて網代橋にふさわしい上部構造を造っていただければと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（合川 哲夫議員） どうも御苦労さまでした。

川脇敏徳議員の質問が終わりました。

これで一般質問は終了いたします。



○議長（合川 哲夫議員） 日程第6、議案第7号、西秋川衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（村木 英幸君） ただいま上程されました議案第7号について御説明申し上げます。

本件につきましては、行政手続における住民の負担軽減や利便性の向上を図るため、押印を求める手続の見直しを実施することに伴い、規定を整備するものでございます。

内容につきましては、事務局長から説明させますので、よろしく御審議のほど、

お願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（森田 昭君） それでは、御説明させていただきます。

例規集は301ページになります。

国は行政手続のオンライン化の推進のため、国民や事業者が行う行政手続における押印の見直しに取り組んでおり、同様の見直しを地方自治体においても実施するよう求められていることから、住民の負担軽減や利便性の向上を図るため、押印を求める手続の見直しを実施することに伴い、規定を改めるものでございます。

改正内容につきましては、西秋川衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例第2条の別記様式、宣誓書について「印」を削るものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第7号、西秋川衛生組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（合川 哲夫議員） 日程第7、議案第8号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についての件を議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（村木 英幸君） ただいま上程されました議案第8号について御説明申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法第252条の7第2項の規定により、東京都市町村公平委員会共同設置規約を変更するものであります。

内容につきましては、事務局長から説明させますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（森田 昭君） それでは、御説明させていただきます。

初めに、議案書裏面に新旧対照表を添付しておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

本案につきましては、秋川流域斎場組合が、東京都市町村公平委員会の共同設置に加入したい旨の依頼があり、規約を変更するものでございます。

具体的には、別表に秋川流域斎場組合を増加するものでございます。

施行日につきましては、東京都知事へ届出の日から施行するものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第8号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長（合川 哲夫議員） 日程第8、議案第9号、令和2年度西秋川衛生組合会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（村木 英幸君） ただいま上程されました議案第9号でございますが、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。なお、令和3年9月22日に、当組合の監査委員であります小林監査委員及び野村監査委員により決算審査を行っていただき、適正であることの意見書を提出いただいております。

決算の内容につきましては、会計管理者から説明をさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） 会計管理者。

○会計管理者（松島 満君） それでは、令和2年度西秋川衛生組合会計歳入歳出決算の概要につきまして、決算書により御説明申し上げます。

初めに歳入でございます。

決算書の4ページ、5ページをお開きください。款ごとに、収入済額を読み上げ、御説明をさせていただきます。

第1款負担金、収入済額10億6608万3000円。この負担金は、構成市町村からのごみ処理及びし尿処理にかかる運営経費に対する負担金でございます。負担金の算出方法でございますが、ごみ処理経費にかかる負担割合は、平等割10%、人口割30%、利用割60%となっており、し尿処理経費にかかる負担割合は、平等割5%、利用割95%となっております。予算現額に対する収入割合は100%でございます。

次に第2款使用料及び手数料、収入済額3597万1200円。第1項の廃棄物処理手数料につきましては、平成28年4月1日から開始いたしました個人及び許可業者がごみを直接搬入した場合の処理手数料、及び令和元年10月に発生しました台風19号による災害廃棄物処理手数料、並びに宮城県大崎市の災害廃棄物（稲わら）の処理手数料の収入でございます。収入割合は119.78%でございます。

次に第3款繰越金、収入済額6175万492円。これは前年度のごみ処理及びし尿処理繰越金でございます。収入割合は100%でございます。

第4款諸収入、収入済額4046万9797円。第1項の雑入における主なものにつきましては、ペットボトル、紙類、鉄類などの資源を売却した有価物売却代でございます。収入割合は116.83%でございます。

以上、歳入合計、収入済額12億427万4489円、予算現額と収入済額との比較につ

きましては1177万2489円の増となっており、予算現額に対する収入割合は100.99%でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。歳入と同様に、款ごとに支出済額を読み上げ、御説明をさせていただきます。

第1款議会費、支出済額75万9715円。主な支出は、議員報酬でございます。予算現額に対する支出割合は85.75%でございます。

次に第2款総務費、支出済額1億4572万4223円。主な支出は、職員の人事管理経費、組合の管理運営経費及び各種負担金でございます。支出割合は98.77%でございます。

第3款廃棄物処理費、支出済額6億7594万6797円。第1項の一般廃棄物処理費の主な支出は、熱回収施設の運営・維持管理業務委託料、資源化処理業務委託料及び有価物回収業務委託料等のごみ処理管理経費、最終処分場の処理経費及びし尿処理施設にかかる管理経費でございます。支出割合は96.92%でございます。

次に第4款交際費、支出済額3億4161万3774円。これは過去の事業に伴い借入れをした起債に対する元利償還金でございます。支出割合は100%でございます。

第5款予備費につきましては、支出はございません。

以上、歳出合計、支出済額11億6404万4509円、不用額2845万7491円、予算現額に対する支出割合は97.61%でございます。歳入歳出差引残額4022万9980円は、翌年度へ繰越しをいたしました。

以上、簡単ではございますが、令和2年度西秋川衛生組合会計歳入歳出決算の概要説明とさせていただきます。

なお、決算附属書類であります歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきましては、資料に記載のとおりでございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（合川 哲夫議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。松村議員、どうぞ。

○11番（松村 哲朗議員） 11番松村です。

1点、歳入に関して伺います。

決算書の14ページ、歳入の第4款諸収入なのですけれども、令和2年度の決算は4046万9797円となっております。収入率は116.83%です。前年度の令和元年度が4865万1625円となっております、前年比が83.18%となっております。

令和元年度は収入率が127.89%ということなので、令和元年度が非常に多かったのかなと思うのですが、令和2年度決算の理由として、議案書のほうに付されています監査委員の意見書の中で、「むすび」の中では有価物売却代の単価の下落が原因という説明がありますが、この単価下落に関しまして少し詳細な説明をお願いいたします。

あと、できましたら今年度以降の単価の回復の見込みがどういった状況にあるのか、そのあたりも御説明願えたらと思います。

以上です。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（森田 昭君） ただいまの松村議員の御質問について、回答させていただきます。

まず、諸収入でございます。諸収入のうち大半が有価物の売却代でございます。有価物の売却代金につきましては、事務報告書の15ページをお開きいただきたいと思います。

有価物の売却代になりますのが、(1)有償入札拠出金、ペットボトルの1163万2643円と、下の段の(2)有価物の売却、内容としましては鉄、アルミニウム、紙類、布類、生き瓶、スチール缶等がございます。これが2867万5307円でございます。それから、一番下の(6)有価物売却としてスプレー缶がございます。これが2万742円でございます。この合計額が有価物の売却代の4032万8692円となっております。

この売却代のペットボトルを除く鉄、アルミニウム等につきましては、資源回収事業者で組織しております東京都資源回収事業協同組合がございます。そこで公表している単価で売却をしております。そこでの売却単価によって大きく金額が変わってくるところでございます。

ちなみに、平成2年4月、例えばアルミ缶のプレスですとキロ当たり99円ございました。それが令和2年度最後の令和3年3月にはキロ当たり128円と大きく上がっております。月にしますと、全ての紙類、段ボール類等を合わせますと、令和2年4月

が164万7091円という金額でございました。それが年度最後の3月になりますと総合計で378万903円と、倍以上の金額になっております。その辺の単価の動きによって、有価物の金額が変わってくるというようなこととございます。

また、新聞紙や布類については、東南アジア等へ輸出していることが多くございます。コロナの関係でロックダウン等がありますとなかなか向こうへ持っていけないというようなこともありまして、単価が大きく変わってきたりするというような状況でございます。

以上でございます。

○11番（松村 哲朗議員） 結構です。

○議長（合川 哲夫議員） 分かりました。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 討論なしと認めます。

これより議案第9号、令和2年度西秋川衛生組合会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決いたします。

本決算は原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（合川 哲夫議員） 挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決しました。

◇

○議長（合川 哲夫議員） 日程第9、議案第10号、令和3年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更について、及び日程第10、議案第11号、令和3年度西秋川衛生組合会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（村木 英幸君） ただいま一括上程されました議案第10号及び議案第11号

について御説明申し上げます。

議案第10号につきましては、令和3年度の西秋川衛生組合構成市町村負担金を3422万9000円減額するものでございます。

次に議案第11号につきましては、歳入予算の補正でございます。歳入予算の補正後の予算額を14億5186万9000円とするものでございます。

各議案の内容につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） 事務局長。

○事務局長（森田 昭君） それでは、御説明させていただきます。

まず、議案第10号、令和3年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更についてでございます。

議案書の表中、変更前の負担金額の合計は13億359万2000円で、3422万9000円を減額し、変更後の負担金額の合計を12億6936万3000円とするものでございます。なお、この減額の要因につきましては、前年度繰越金を追加したことによるものでございます。

次に構成市町村別の変更額は、あきる野市が2429万9000円、日の出町が538万7000円、檜原村が169万3000円、奥多摩町が285万円をそれぞれ減額するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の次のページの別紙を御覧ください。

まず、ごみ処理にかかる変更後の構成市町村負担金の額及び負担割合等は、表に記載のとおりであります。

また、次のページのし尿処理にかかる変更後の構成市町村負担金の額及び負担割合等についても、表に記載のとおりであります。

なお、別紙の裏面には、ごみ処理及びし尿処理の負担金算出のための基礎数値及び計算式をそれぞれ記載しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

次に議案第11号、令和3年度西秋川衛生組合会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

議案書の予算説明書8ページ、9ページを御覧いただきたいと思います。

歳入について御説明いたします。

款01負担金でございますが、議案第10号で御説明いたしましたとおり、構成市町村の負担金を補正額3422万9000円減額するもので、内訳につきましては、9ページのごみ処理にかかる負担金を3062万7000円、し尿処理にかかる負担金を360万2000円、それぞれ減額するものでございます。なお、構成市町村別の内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

次に款05繰越金は、前年度繰越金を追加するもので、令和2年度の繰越額から当初予算計上額の600万円を差し引いた3422万9000円を追加するものでございます。ごみ処理及びし尿処理の内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

以上、議案第10号及び議案第11号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（合川 哲夫議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（合川 哲夫議員） 討論なしと認めます。

本案2件を一括議題といたしましたが、採決については個別に行います。

これより議案第10号、令和3年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（合川 哲夫議員） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて議案第11号、令和3年度西秋川衛生組合会計補正予算（第1号）の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（合川 哲夫議員） 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○議長（合川 哲夫議員） 以上をもちまして、令和3年第2回西秋川衛生組合議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和3年第2回西秋川衛生組合議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

なお、この後議員全員協議会を引き続き開催しますので、よろしく願いいたします。

午後2時40分 閉議・閉会

————— ◇ —————

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

西秋川衛生組合議会議長 合 川 哲 夫

西秋川衛生組合議会議員 関 口 えり子

西秋川衛生組合議会議員 大久保 昌 代